

新潟市救急医療対策会議開催要綱

(開催の目的)

第1条 新潟市における救急医療体制の整備を促進するにあたり、次に掲げる事項について、有識者、関係団体と協議するため、新潟市救急医療対策会議（以下、「対策会議」という。）を開催する。

- (1) 救急医療体制の整備に関する事項
- (2) 救急医療情報システムの整備に関する事項
- (3) 新潟市医療計画の救急医療分野の推進状況に関する事項

(委員構成)

第2条 対策会議は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 新潟市医師会から選出された者
- (2) 病院群輪番制に参加する病院から選出された者
- (3) 新潟大学医学部から選出された者
- (4) その他、必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、対策会議の進行を行う。

3 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専門部会)

第5条 対策会議は、専門的な課題等について協議するため、専門部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 対策会議の事務局は、保健衛生部地域医療推進課に置く。

附 則

この要綱は、昭和56年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。